

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

## 介護保険最新情報

今回の内容

「課題整理総括表・評価表の活用の手引き」の活用について

計47枚（本紙を除く）

Vol.379

平成26年6月17日

厚生労働省老健局振興課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3936)

FAX：03-3505-7894

平成26年6月17日

各都道府県

介護保険主管部（局）御中

各 保 険 者

厚生労働省老健局振興課

「課題整理総括表・評価表の活用の手引き」の活用について

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護支援専門員は、要介護者等の心身の状態や置かれている環境、要介護者等本人やその家族などの希望等を勘案してケアプランを作成し、医療・介護等のサービスを提供する事業者によって必要なサービスが円滑に提供されるよう、連絡・調整する役割が求められています。今後、さらに高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者数の増加が進み、地域全体で支援を必要とする高齢者を支える必要性も高まる中、これまでも増して、介護支援専門員の資質やケアマネジメントの質の向上に対する期待も大きくなっています。

そうした中、平成25年1月に「介護支援専門員の資質向上と今後のあり方に関する検討会」において中間整理がとりまとめられ、「適切なアセスメント（課題把握）が必ずしも十分ではない」、「サービス担当者会議における他職種協働が十分に機能していない」、「ケアマネジメントにおけるモニタリング、評価が必ずしも十分ではない」といった課題が指摘されたところです。

このため、

- ① 利用者の状態等を把握し、情報の整理・分析等を通じて課題を導き出した過程について、多職種協働の場面等で説明する際に適切な情報共有に資することを目的とした「課題整理総括表」
- ② ケアプランに位置付けたサービスについて、短期目標に対する達成度合いを評価することで、より効果的なケアプランの見直しに資することを目的とした「評価表」

を策定し、活用にあたっての手引きを作成いたしました。

つきましては、貴管内における介護支援専門員を対象とした研修に積極的に活用いただくとともに、介護支援専門員がサービス担当者会議や地域ケア会議等の場における多職種との情報共有や調整等に際して積極的な活用を推進するため、居宅介護支援事業所等への周知を図っていただくようお願いいたします。

# 課題整理総括表・評価表の活用の手引き

平成 26 年 3 月

厚生労働省老健局

# 目次

---

|  |    |
|--|----|
| 1. 課題整理総括表及び評価表の趣旨・目的.....             | 1  |
| (1) 課題整理総括表及び評価表の趣旨.....               | 1  |
| (2) 課題整理総括表及び評価表の活用における留意点.....        | 3  |
| (3) 課題整理総括表及び評価表の主な活用場面等.....          | 4  |
| 2. 課題整理総括表の様式と記載要領.....                | 6  |
| (1) 本様式の活用の基本的な考え方.....                | 6  |
| (2) 課題整理総括表の様式.....                    | 7  |
| (3) 課題整理総括表の記載項目及び記載要領と留意点.....        | 8  |
| 3. 評価表の様式と記載要領.....                    | 13 |
| (1) 本様式の活用の基本的な考え方.....                | 13 |
| (2) 評価表の様式.....                        | 14 |
| (3) 評価表の記載項目及び記載要領と留意点.....            | 15 |
| 4. 課題整理総括表及び評価表を活用する上での全般的な留意点.....    | 17 |
| 5. 課題整理総括表及び評価表に基づく指導・助言のイメージ（一例）..... | 18 |
| 6. 課題整理総括表の記載の一例.....                  | 22 |
| (1) 課題整理総括表をケアプランの見直し等に活用した例.....      | 23 |
| (2) その他課題整理総括表への記載の一例.....             | 36 |

## 【基準省令に関する通知案】

指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について

(案)

老振第〇〇〇〇〇号  
平成〇年〇月〇日

都道府県 介護保険主管部(局)長 殿  
各 指定都市 中核市

厚生労働省老健局振興課長  
( 公 印 省 略 )

指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について

指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス(以下、「宿泊サービス」という。)の提供については、介護保険制度外の自主事業であるが、今後、「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成25年12月20日社会保障審議会介護保険部会)を踏まえ、利用者保護の観点から指定通所介護等の利用者に対するサービス提供に支障がないかを事業者指定を行う都道府県知事等が適切に判断できよう、宿泊サービスの実態を把握するための届出を導入するとともに、事故報告の仕組みを構築することとし、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」の改正を行ったところである。

さらに、宿泊サービスの最低限の質を担保するという観点から、「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスの提供することとしたので、各都道府県においては、管内市町村、関係団体、関係機関等に本指針に沿った事業運営に努めるよう当該通知の内容について、周知徹底を図っていただきたい。

なお、宿泊サービスの内容の届出制については、平成27年4月1日に施行することから、本通知についても平成27年4月1日から適用することとする。

記

第1 総則  
1 目的

指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス(以下「宿泊サービス」)を提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針(以下「指針」という。)は、指定通所介護事業所等において宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項を定めることにより、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳

の保持及び安全の確保並びに当該宿泊サービスの健全な提供を図ることを目的とする。

2 定義

(1) この指針において、「宿泊サービス」とは、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第7項に規定する通所介護、第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護又は第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の指定を受けた事業者(以下「指定通所介護事業者等」という。)が、当該指定を受けた事業所(以下「指定通所介護事業所等」という。)の営業時間外に、その設備を利用し、当該指定通所介護事業所等の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスとして提供することをいう。

(2) この指針において、「宿泊サービス事業者」とは、宿泊サービスを提供する者をいう。

(3) この指針において、「宿泊サービス事業所」とは、宿泊サービスを提供する事業所をいう。

(4) この指針において、「利用者」とは、指定通所介護事業所等を利用している者であって、当該指定通所介護事業所等が提供する宿泊サービスを利用する者をいう。

3 宿泊サービスの提供

(1) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、宿泊サービスを提供すること。

(2) 宿泊サービス事業者は、(1)の趣旨に鑑み、緊急時又は短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供すること。

なお、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、指定居宅介護支援事業者等と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービス等への変更も含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討すること。

4 宿泊サービス事業者の責務

(1) 宿泊サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めること。

(2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続できるよう、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話に係るサービスの提供を行うこと。

(3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供すること。

また、宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に際し、利用者の状況や宿泊サ

ービスの提供内容について、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）と必要な連携を行うこと。

なお、居宅サービス計画等への宿泊サービス的位置付けは、指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等により、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、他の介護保険サービスの利用状況を勘案し適切なアセスメントを経たものでなければならず、安易に居宅サービス計画等に位置付けるものではないこと。

(4) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供及び運営に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令等を遵守すること。

## 第2 人員に関する指針

### 1 従業者の員数及び資格

宿泊サービス事業者が、宿泊サービス事業ごとに置くべき従業者（以下「宿泊サービス従業者」という。）の員数及び資格は次のとおりとすること。

(1) 宿泊サービス従業者は、宿泊サービスの提供内容に応じた必要数を確保することとし、宿泊サービスの提供を行う時間帯（以下「提供時間帯」という。）を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。）を常時1人以上確保すること。

(2) 宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護福祉士の資格を有する者、実務者研修又は介護職員初任者研修を修了した者であることが望ましいこと。

なお、それ以外の介護職員にあっても、介護等に対する知識及び経験を有する者であること。

(3) 食事の提供を行う場合は、食事の介助等に必要な員数を確保すること。

(4) 緊急時に対応するための職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行うこと。

### 2 責任者

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の中から責任者を定めること。

## 第3 設備に関する指針

### 1 利用定員

宿泊サービス事業所の利用定員は、当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の2分の1以下かつ9人以下とすること。ただし、2(2)①の基準を満たす範囲とすること。

### 2 設備及び備品等

(1) 必要な設備及び備品等

宿泊サービス事業所は、宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、宿泊サービスを提供するにあたり適切な寝具等の必要な備品を備え、当該指定通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理すること。

なお、当該指定通所介護事業所等の設備及び備品等を使用する場合は、当該指定通所介護事業所等の利用者のサービス提供に支障がない範囲で使用すること。

(2) (1)に掲げる宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の基準は、次のとおりとする。

### ① 宿泊室

ア 宿泊室の定員は、1室あたり1人とすること。ただし、利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ 宿泊室の床面積は、1室あたり7.43平方メートル以上とすること。

ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合、個室以外の宿泊室の定員は、1室あたり4人以下とすること。

エ 個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとする。なお、プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーテーションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するものではないこと。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められないものである。

また、利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室で宿泊することがないように配慮すること。

### ② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならないこと。

## 第4 運営に関する指針

### 1 内容及び手続の説明及び同意

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、10に定める運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ること。

### 2 宿泊サービス提供の記録

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供すること。

### 3 宿泊サービス取扱方針

(1) 宿泊サービス事業者は、利用者が法第41条第1項に規定する居宅介護被保険者の場合においては、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行うこと。

また、利用者が法第53条第1項に規定する居宅支援被保険者の場合においては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものを常に意識してサービスの提供に当たること。

(2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(4) 宿泊サービス事業者は、(3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。

(5) 宿泊サービス事業者は、自らその提供する宿泊サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

### 4 宿泊サービス計画の作成

(1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを概ね4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。

なお、4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画を作成し宿泊サービスを提供すること。

(2) 宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、居宅サービス計画等に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、居宅介護支援事業者等と密接に連携を図ること。

(3) 宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画を利用者に交付すること。

### 5 介護

(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。

(2) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつ

の自立について必要な援助を行うこと。

(3) 宿泊サービス事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えること。

(4) 宿泊サービス事業者は、(1)から(3)までに定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うこと。

### 6 食事の提供

(1) 宿泊サービス事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供すること。

(2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援すること。

### 7 健康への配慮

宿泊サービス事業者は、当該指定通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供すること。

### 8 相談及び援助

宿泊サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

### 9 緊急時等の対応

宿泊サービス事業者は、現に宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ協力医療機関を定めている場合は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

### 10 運営規程

宿泊サービス事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておくこと。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ サービス提供日及びサービス提供時間
- ④ 利用定員
- ⑤ 宿泊サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 宿泊サービス利用に当たっての留意事項
- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ 非常災害対策
- ⑨ その他運営に関する重要事項



#### 11 勤務体制の確保等

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務の体制を定めておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- (3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

#### 12 定員の遵守

- 宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供を行ってはならない。

#### 13 非常災害対策

- 宿泊サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

#### 14 衛生管理等

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生的な管理に必要措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

#### 15 掲示

- 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要、緊急時の避難経路その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

#### 16 秘密保持等

- (1) 宿泊サービス従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこ

と。

#### 17 広告

- 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものではないこと。

また、介護保険サービスとは別のサービスであることを明記すること。

#### 18 苦情処理

- (1) 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

#### 19 事故発生時の対応

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

#### 20 宿泊サービスを提供する場合の届出

- (1) 指定通所介護事業所等が指定通所介護等の提供以外の目的で、指定通所介護事業所等の設備を利用し、宿泊サービスを提供する場合には、宿泊サービスの内容を宿泊サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者等に係る指定を行った都道府県等（以下「指定権者」という。）に届け出ること。

なお、当該届出については別添様式に基づいて行うこととし、当該届出内容は法第115条の35の介護サービス情報の基本情報と併せて、当該介護サービスを提供する事業所を管轄する都道府県知事に報告すること。

- (2) 指定通所介護事業者等は(1)で届け出た内容に変更があった場合は、別添様式に基づき、変更の事由が生じてから10日以内に指定権者に届け出ること。
- (3) 指定通所介護事業者等は、当該宿泊サービスを休止又は廃止する場合には、別添様式により、その休止又は廃止の日の1月前までに指定権者に届け出ること。

#### 21 調査への協力等

- 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な宿泊サービスが行われているかどうかを確認するために都道府県及び市区町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な

改善を行うこと。

22 記録の整備

- (1) 宿泊サービス事業者は、従業者、設備、備品に関する諸記録を整備しておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その売結の日から2年間保存すること。
  - ① 2に定める具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録
  - ② 3(4)に定める身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - ③ 4に定める宿泊サービス計画
  - ④ 18(2)に定める苦情の内容等の記録
  - ⑤ 19(2)に定める事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(別添様式)

指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する

開始  
変更  
届出書  
休止・廃止  
※1

平成 年 月 日

各指定権者 殿

法人所在地  
名称  
代表者氏名

印

|        |                            |  |              |  |                                 |  |       |  |                     |  |                     |  |         |  |     |  |     |  |
|--------|----------------------------|--|--------------|--|---------------------------------|--|-------|--|---------------------|--|---------------------|--|---------|--|-----|--|-----|--|
| 基本情報   | 事業所情報                      |  | フリガナ<br>名称   |  | 事業所<br>番号                       |  |       |  |                     |  |                     |  |         |  |     |  |     |  |
|        | フリガナ<br>代表者氏名              |  | 所在地          |  | 連絡先                             |  | (緊急時) |  |                     |  |                     |  |         |  |     |  |     |  |
| 宿泊サービス | 利用定員                       |  | 提供日          |  | 月                               |  | 火     |  | 水                   |  | 木                   |  | 金       |  | 土   |  | 日   |  |
|        | 提供時間                       |  | その他年<br>間の休日 |  | 人                               |  | 夕食    |  | 朝食                  |  | 夕食                  |  | 朝食      |  |     |  |     |  |
| 人員関係   | 1 酒当りの<br>利用料金             |  | 円            |  | 時間帯での<br>増員(※2)                 |  | 夕食介助  |  | 朝食介助                |  | 人                   |  | 人       |  | 人   |  | 人   |  |
|        | 宿泊サービスの提供時間を通じて<br>配置する職員数 |  | 人            |  | 有職職員・介護福祉士・左記以外の介護職員・その他有資格者( ) |  | 有職職員  |  | 介護福祉士               |  | 左記以外の介護職員           |  | その他有資格者 |  | ( ) |  |     |  |
| 設備関係   | 個室                         |  | 合計           |  | 個室                              |  | 合計    |  | 個室                  |  | 合計                  |  | 個室      |  | 合計  |  | 個室  |  |
|        | 個室以外                       |  | 合計           |  | 場所<br>(※4)                      |  | 利用定員  |  | 床面積<br>(※3)         |  | プライバシー確保の方法<br>(※5) |  | 個室      |  | 合計  |  | 個室  |  |
|        | 消火器                        |  | 有・無          |  | スプリンクラー設備                       |  | 有・無   |  | 消防機関へ通報する火災<br>報知設備 |  | 有・無                 |  | 有・無     |  | 有・無 |  | 有・無 |  |

- ※1 事業開始前に届け出ること。なお、変更の場合は変更箇所のみに記載すること。
- ※2 時間帯での増員を行っていない場合は記載は不要。
- ※3 小数第二位まで(小数第三位を四捨五入して)記載すること。
- ※4 指定通所介護事業所の設備としての用途を記載すること。(機能訓練室、静養室等)
- ※5 プライバシーを確保する方法を記載すること。(衝立、家具、パーテーション等)



高齢者住宅ビジネス

はびこる悪質業者

老後の新たな住まいとして急速に建設が進む高齢者向け住宅。ビジネスチャンスとみて事業者の参入が相次ぐ中、一部で利益優先の運営や質の低いサービスが問題になっている。介護施設の不足が背景にあり、行政の対応は後手に回っている。(1面関連)

相次ぐ異業種参入 行政対応追い付かず

「介護保険で費用の9割は賄われるんだから、とにかく介護サービスを使わせろ」と上司から言われた。限度額いっぱいまで自社でサービスを取り切るので「取り切り」と呼んでいた。北海道内でサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)などを手がける企業グループに雇われていた男性ケアマネジャーは、こう明かす。

「不必要サービス」

男性の勤務先はサ高住として未登録の住宅だったが、運営形態はほぼ同じで、男性の限度額に達しない場合

表層 深層

サービスと訪問介護を併設。他の事業者の利用は認めず、入居者全員が介護保険サービス支給限度額の90%以上を利用するよう「取り切り管理表」という表計算ソフトを使って

罪な補助金

「入居者の希望ではなく、会社の利益ありきだった」と高住は「欧米に比べ不足している

行き場がない

悪質なサ高住が放置されている背景には、特別養護老人ホーム(特養)や、低所得者が入れ



介護を要する高齢者向け住宅にシブシブと安心な老後をとう(写真と本文は関係ありません)

主な高齢者向け施設・住宅

| 名称            | 中心的な利用者                | 主な運営主体 | 定員・戸数 |
|---------------|------------------------|--------|-------|
| 特別養護老人ホーム     | 所得……低・中<br>要介護度……中・重   | 社会福祉法人 | 52万人  |
| 老健施設          | リハビリで在宅復帰を目指す要介護者      | 医療法人   | 36万人  |
| 介護療養病床        | 医療が必要な要介護者             | 医療法人   | 7万人   |
| 介護付き有料老人ホーム   | 所得……中・高<br>要介護度……軽・中・重 | 営利法人   | 20万人  |
| 住宅型有料老人ホーム    | 所得……中・高<br>要介護度……軽・中   | 営利法人   | 14万人  |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 所得……中<br>要介護度……軽・中     | 営利法人   | 16万戸  |

※厚生労働省、国土交通省の資料などから作成

高齢者住宅を20年までに100万人分確保する」との政府目標を受け、1戸当たり最大100万円の建設補助金が出る。12年9月の登録物件は約2200棟で約7万1千戸だったが、2年間で約15万9千戸と2.2倍に増えた。公共事業の減少を埋め合わせるようにする建設会社のほか、異業種からの参入も相次ぐ。バブル状態である大手事業者は「100万円につられて深く考えずに参入し、経営が行き詰まる例も多い。補助金はある意味で罪作りだ」と指摘する。国が建設促進に走った結果、チェック機能は追い付いていない。

クロマグロ メキシコ産輸入自粛を

業者に要請 乱獲防止措置促す

「世界の平和に安定に寄与」

江渡聡徳防衛相は「志半ばにして、職に殉じられた事実を決して忘れない」と述べた。

トヨタは好調な業績が続く

自衛隊の前身である警察予備隊が発足して以来の殉職者数は今回の11人を含め1861人になる。トヨタは好調な業績が続く

復興願い、東北の味PR 東日本大震災の復興支援として東北地方の特産品を紹介するイベント「2014東北復興大祭」が25日、東京都中野区のJRR中野駅周辺で開催された。2012年に始まり今年で3回目。26日までの2日間に25万人の来場が見込まれる。イベントでは、中野区が職員を派遣する宮城県石巻市などの復興の歩みをパネルで紹介する



福島県第1原発事故に伴う放射性物質を含む指定廃棄物の最終処分場建設に向け、宮城県内の候補地3市町のうち加美町でボーリング調査の準備作業に着手しようとしたが、住民の反発を受け敬収した。作業見合わせは2日連続。

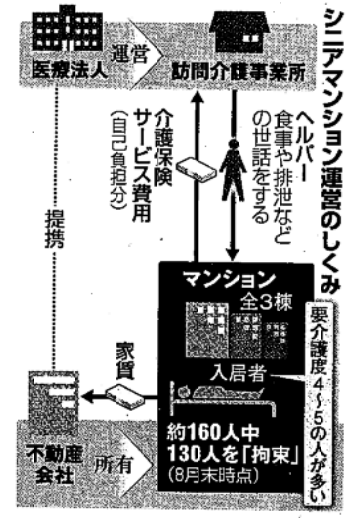
環境省は、加美町で開始したボーリング調査は25日、東京電力福島第1原発事故に伴う放射性物質を含む指定廃棄物の最終処分場建設に向け、宮城県内の候補地3市町のうち加美町でボーリング調査の準備作業に着手しようとしたが、住民の反発を受け敬収した。作業見合わせは2日連続。

# 制度外ホーム「拘束」多発

## 東京の「シニアマンション」訪問介護で

体の弱ったお年寄りが暮らせる住まいが圧倒的に不足しており、制度も追いついていない。特別養護老人ホームへの入居待ちは、全国で50万人を超える。行き場のない高齢者のための制度外のホームが増えている。その一つで、徘徊や事故を防ぐためとして、1300人の入居者がベッドに体を固定されるなどの「拘束」状態にあった。行政の目的が行き届かないこうした住宅が、水面下で増えているようだ。

東京都北区に、家賃・介護費、医療費、食費などを含めて月約15万円で生活できるという「シニアマンション」3棟がある。敷金や入居一時金もいらない。有料老人ホームとして自治体に届け出していない、制度外のホームだ。提携する医療法人運営の訪問介護事業所がヘルパーを派遣する。



ヘルパーら複数の医療法人関係者の証言と、拘束された入居者の写真や映像によると、8月末の3棟はほぼ満室で、入居者約160人のほとんどが要介護度5か4の体が不自由な高齢者だった。多々の居室は4畳半程度で、ベッドが大半を占める。ほかに丸イス1脚と取

て、ベッドの柵に胴体や手首が固定されている。居室のドアは、廊下側から鍵をかけられる。これらの行為について厚生労働省は「身体拘束」にあたるとして原則禁止している。例外的に許される場合もあるが「一晩中の拘束などは認められないし、24時間にはおさまらぬ」と同省高齢者支援課としている。写真や映像、内部資料を朝日新聞が確認したところ、8月末時点で約1300人がこうした「拘束」が確認できた。食事や着替えなどの介護をヘルパーから受けるときは、「拘束」が外されることもある。ただ、こうした介護は最大限でも1回30分または1時間、1日3〜4回。自宅にいる高齢者が受ける介護保険制度の「訪問介護サービス」で、利用に上限があるためだ。

「ヘルパー多忙」しよるががない」  
訪問介護は1回30分〜1時間で、最大でも1日3〜4回だ。ヘルパーらは3棟の入居者を次から次へと訪問し、直後に別のシニアマンション運営のしくみ

入居者の訪問介護があるため、25分で終わらせる。おむつ交換、食事、歯磨きなどを一気になす。介護度が重くても24時間・移動等の介助（中略）に

の対応がないことは、入居者も確認していることになっている。「同意書」には「予定時間外の食事・排泄」というので引き取れます」と言われたのが、このマンションと回答した。

「24時間みているわけではない」と言われた。女性の介護計画を作るケアマネジャーの言葉が忘れられない。「自分の親はここに入れたくありません」

# 「一般の民間賃貸」

紹介ホームページには「国の制度の類型に該当しない、一般の民間賃貸マンションです」とある。一般マンションで訪問介護サービスを提供する方が、事業者にとっては利点が多い。有料老人ホームとして自治体に届け出ると、居室の広さや職員の配置などに基準があり、行政の指導を受けるようになる。介護保険サービスを提供する場合、24時間対応も求められる。また介護報酬は、有料老人ホームよりも、訪問介護事業の方が高い。

|                    | 特徴   | 定員数   |
|--------------------|--|-------|
| 特別養護老人ホーム(特養)      | 65歳以上の要介護者が対象。施設内で介護サービスを低料金で受けられる。待機者多数     | 約52万人 |
| 有料老人ホーム            | 介護付きホームは施設内で介護保険サービスを提供。入居一時金などが高額なホームも      | 約35万人 |
| サービス付き高齢者向け住宅(サ高住) | 2011年に制度化。安否確認、生活相談を提供。介護サービスは外部事業者を活用       | 約15万戸 |
| 上記に該当しない制度外の高齢者住宅  | 居室やサービスに規制はない。介護や食事を提供しても有料老人ホームの届け出をしないケースも | 不明    |

高齢者への身体拘束  
厚生労働省の「身体拘束ゼロへの取り組み」が示す例では①自分で開けられない部屋に隔離する②ベッドに体や手足を縛り付ける③ベッドを柵で囲む④指の動きを制限するミトン(手袋)をつける⑤自分で脱ぎできない「つなぎ服」を着せるなどの行為で、これらは高齢者虐待防止法に抵触する。

「ヘルパー多忙」しよるががない」  
この回答を受けて、朝日新聞が東京都と北区に確認した。24時間の身体拘束を認めることなどはありえない。「協議により身体拘束を行えるという取り扱いはない」と、両者とも指導の事実を否定した。

高齢者住宅にまつわる問題について、情報を特別報道部にお寄せください。メールはtokuhoubu@gasa-hi.com。

## 12 事業者指導課(地域密着事業者係)からのお知らせ

### 1 各種書類等の提出期限

- ① H26年度後期の特定事業所集中減算について …… H27年3月16日(月)
- ② H27年4月1日適用開始の体制届 …… H27年4月1日(水)

### 2 平成27年度前期特定事業所集中減算について(再掲)

平成27年度前期分から、算定の結果90%を超えたかどうかにかかわらず、全事業所は判定結果の届出を行ってください(90%を超えなかった場合は、FAXでの提出可)。

(参考)平成27年度前期分の届出の締切り 平成27年9月15日(火)

### 3 平成27年度報酬改定に伴い、重要事項説明書が変更となる場合について

- (1) 平成27年度からの利用申込者に対しては、変更内容を反映させた重要事項説明書を作成の上、当該説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
- (2) 既存の利用者に対しては、変更内容を反映した重要事項説明書(同意を得ている重要事項説明書の内容の一部差し替えとして、変更部分のみでも可)を交付して説明を行うこと。

### 4 疑義照会(質問)について

今回の集団指導に係る内容のものに限らず、疑義照会・質問等については、原則として次ページ「質問票」により、FAXにて送信してください。

### 5 厚生労働省からのQ&A等について

今後、厚生労働省から発出されるQ&A等については、随時ホームページ上で公開していきます。また、Q&A等の内容によっては、本日の集団指導資料の記載内容を変更する場合があります。その場合もホームページ上でお知らせしますので、随時確認をお願いします。

(岡山市事業者指導課ホームページ)

[http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasideou/jigyousyasideou\\_00003.html](http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasideou/jigyousyasideou_00003.html)



# 【質問票】

平成 年 月 日  
岡山市事業者指導課地域密着事業者係あて  
Fax:086(221)3010

|        |  |       |    |
|--------|--|-------|----|
| 事業所名   |  |       |    |
| サービス種別 |  | 事業所番号 | 33 |
| 所在地    |  |       |    |
| Tel    |  | Fax   |    |
| 担当者名   |  | 職名    |    |
| 【質問】   |  |       |    |